（適用除外に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四条において「新法」という。）第六条第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者であって、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに対する特例一時金の支給については、なお従前の例による。

（被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置）

第四条　新法第十四条第二項第二号及び第二十二条第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五条　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二条の三第三項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第六条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する前条の規定による改正後の同法第十条第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第十条　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第十一条　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第六十六条第四項中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条、第二十九条」を「第二十九条、第三十条」に改める。

（社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

介護保険法施行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十六号

介護保険法施行法の一部を改正する法律

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「施行日から起算して十年間に限り」を「当分の間」に改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十七号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十八号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　公立高等学校に係る授業料の不徴収（第三条）
第三章　高等学校等就学支援金の支給（第四条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十条）
附則